

○学力基準

以下の基準に該当する場合、学力基準の適格者となります。

1. 学部新入生

高等学校の調査書の評定平均が3.5以上、又は入試成績が試験選考区分毎の上位2分の1以内

2. 学部2年次生以上

各学部・学科における各年次までの標準修得単位数^(※)を修得し、かつ前年次の学業成績が上位2分の1以内

3. 大学院新入生

入試成績が試験選考区分毎の入学者の上位2分の1以内、又は卒業大学における修得科目の「優」の数が「可」の数より多い

4. 大学院2年次生以上

修得単位数が、研究科・課程における各年次までの標準修得単位数^(※)に達しており、かつ前年次の学業成績が上位2分の1以内

ただし、法務研究科以外の研究科は上位2分の1以内を前年次までの修得科目の平均点が80点以上とする。

5. 専攻科・別科生

入試成績が上位2分の1以内

^(※)「標準取得単位数」は、所属する学部・研究科等により異なります。

確認したい場合は、医学部、歯学部、法学部・経済学部夜間主コース、医歯薬学総合研究科（医学系、歯学系）及び保健学研究科の方はそれぞれの教務担当係、それ以外の方は学生支援課（TEL:086-251-7211）にお問い合わせください。

※授業料免除については授業料納期前1年以内、入学料免除は入学前1年以内に、申請者の学資を主に負担している者が死亡、または入学者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合は、学力基準は適用せず、家計基準のみで選考されます。

※入学料免除及び授業料免除は、①母子・父子世帯、②生活保護世帯、③本人が障害者の場合は、学力基準が緩和されて適用されます。

入学料徴収猶予も学力基準が緩和されて適用されます。

○家計基準

申請の基準日（前期分4月1日現在、後期分は10月1日現在）の状況により、以下の計算方法で「家計評価額^(※1)」がゼロ円以下になれば家計基準の適格者となります。

家計評価額^(※1)	=	総所得金額 <small>(①給与所得 + ②その他の所得)</small>	-	特別控除額 <small>(別表1参照)</small>	-	収入基準額 <small>(別表2参照)</small>
-----------------------------	---	--	---	--	---	--

◇総所得金額の計算方法

本人及び父母又はこれに代わって家計を支える方と同一生計内の方の1年間の総所得金額を算出します。

本人が独立生計者の場合は生活状況を参考に、本人・配偶者収入を含めて1年間の総所得金額を算出します。

①給与所得

俸給，給料，賃金，歳費，年金，恩給，賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料，傷病手当金等を含む）の場合は，収入金額（税込，千円未満は切り捨てます。）から，次の計算式によって得られた金額を控除したものが給与所得となります。

収入金額（税込）	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額×0.2+83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額×0.3+62万円
653万円を超えるもの	258万円

-----	-----
(計算例)	
・給与収入が104万円の場合	
104万円－104万円＝0	
・給与収入が150万円の場合	
150万円－(150万円×0.2+83万円)＝37万円	
・給与収入が400万円の場合	
400万円－(400万円×0.3+62万円)＝218万円	
・給与収入が750万円の場合	
750万円－258万円＝492万円	
-----	-----

(注意点)

1. 父母が共働きなどで複数の給与収入者がいる場合は，各人ごとに上記の控除計算をしたあと，合算してください。
2. 同一人に二つ以上の収入源があつて，いずれも給与収入の場合は，収入金額を合算したあと，千円未満は切り捨てて所得金額を算定します。

②その他の所得

営業所得，農業所得，不動産所得，株式の売買による所得，配当金，山林所得，前年度受給分奨学金（独立生計者以外は給付奨学金のみ算入します）などが該当します。

確定申告書の所得金額の千円未満を切り捨てた額を算入します。（所得が二つ以上ある場合は合算します。給与所得に関しては給与収入額を上記計算法にて計算後合算します。）ただし，マイナスの場合は0（ゼロ）として扱います。なお，奨学金については，前年度受給金額をそのまま算入します。

また，退職金や保険金など臨時的な所得は，入学料免除においては入学前の1年間，授業料免除

においては授業料納期前6カ月の間に受けたものを算入します。

(備考) 申請の前年1月1日以降に就職、転職、開業等した方に関しては、年収を推算する必要があります。

◇家計基準適格者(半額基準)となるモデルケース

<学部学生で2人世帯, 母子家庭で本人自宅通学の場合>

給与所得者の場合: **給与収入 578 万円** その他所得者の場合: **所得 342.6 万円**

[計算式]

$$\begin{array}{ccccccccccc} \text{家計評価額} & \text{給与所得} & \text{給与収入} & \text{給与収入控除額計算} & & \text{自宅通学控除} & \text{母子控除} & \text{収入基準額} & & & \\ -0.4 \text{ 万円} & = & 342.6 \text{ 万円} & (=578 \text{ 万円} - (578 \text{ 万円} \times 0.3 + 62 \text{ 万円})) & & -28 \text{ 万円} & -49 \text{ 万円} & -266 \text{ 万円} & & & \\ & & \underbrace{\hspace{10em}} & & & \underbrace{\hspace{4em}} & & & & & \\ & & \text{総所得金額} & & & \text{特別控除額} & & & & & \end{array}$$

<学部学生で4人世帯, 本人自宅外通学・公立高等学校生自宅通学1人いる場合>

給与所得者の場合: **給与収入 695 万円** その他所得者の場合: **所得 437 万円**

[計算式]

$$\begin{array}{ccccccccccc} \text{家計評価額} & \text{給与所得} & \text{給与収入} & \text{給与収入控除額計算} & \text{自宅外通学控除} & \text{就学者控除} & \text{収入基準額} & & & & \\ 0 & = & 437 \text{ 万円} & (=695 \text{ 万円} - 258 \text{ 万円}) & & -72 \text{ 万円} & -31 \text{ 万円} & -334 \text{ 万円} & & & \\ & & \underbrace{\hspace{10em}} & & & \underbrace{\hspace{4em}} & & & & & \\ & & \text{総所得金額} & & & \text{特別控除額} & & & & & \end{array}$$

※自宅通学者とは、父母等と同居し通学している方、自宅外通学者とはそれ以外の方です。

また、給与所得者の収入金額は税込です。

特別控除額は別表1、収入基準額は別表2を参照してください。

ご不明な点は、岡山大学学務部学生支援課(TEL:086-251-7211)にお問い合わせください。

別表 1

特別控除額(本人及び父母又はこれに代わって家計を支える方と生計を同一にする方について控除できます。)

【1. 本人を対象とする控除】

自宅通学者 280,000円

自宅外通学者 720,000円

(備考)独立生計者と留学生は、原則として自宅通学者となります。

【2. 世帯を対象とする控除】

①母子・父子世帯^{※1}

490,000円

②就学者のいる世帯(就学者一人につき)^{※2}

就学区分		自宅通学	自宅外通学
小学校の児童		90,000円	
中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒		170,000円	
高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒	国・公立	310,000円	530,000円
	私立	450,000円	660,000円
高等専門学校生	国・公立	400,000円	620,000円
	私立	660,000円	880,000円
大学生(大学院生含む)	国・公立	670,000円	1,160,000円
	私立	1,110,000円	1,590,000円
専修学校生徒	高等課程	国・公立	190,000円
		私立	410,000円
	専門課程	国・公立	250,000円
		私立	790,000円

③障害者のいる世帯^{※3}

一人につき 990,000円

④長期療養者のいる世帯^{※4}

実費

⑤主たる家計支持者が別居している世帯^{※5}

最高 710,000円

⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯^{※6}

実費または確定申告書の雑損控除

⑦父母以外で生計が同一の方が収入を得ている世帯^{※7}

一人につき最高 380,000円

(備考)

※1 同一世帯に18歳以上の方(就学者は除く)がいる場合は控除できないなど、母子・父子世帯については定義があります。

詳細は、申請書に記載があります。

※2 各種学校、研究生、聴講生、科目等履修生などは就学者控除の対象になりません。

職業訓練校や防衛大学校等給与が発生する学校についても就学者控除の対象になりません。

※3 障害者の他に要介護認定(要支援認定は除く)を受けている方も控除対象となる場合があります。

※4 申請時現在治療中で6ヶ月以上にわたる長期療養は、所定の診断書と、診断内容に関わる医療費の領収証(写・申請の基準の日から遡って1年分)を提出していただくことにより実費控除できます。移動等に使用したタクシー料金等は控除できませんのでご注意ください。

また、申請どおりに控除されない場合があります。

※5 主たる家計支持者が勤務の都合により別居している場合は、申請の基準の日から遡って1年分の家賃・光熱水費の領収証(写)を提出していただくことにより最高710,000円までの控除を受けられます。領収証の金額がこれを下回る場合はその金額になります。

※6 罹災については、提出した書類どおりに控除されない場合があります。

※7 世帯内に父母以外で生計が同一の方が収入を得ている場合は、総合所得金額に合算します。この場合は最高380,000円の控除(給与収入は給与所得計算後の金額から控除します。)を受けられますが、380,000円に満たない場合は控除額はその金額になります。

二世帯住宅の場合は、同一世帯と見なして算入します。

別表2

収入基準額(本人及び父母又はこれに代わって家計を支える方と生計を同一にする方の世帯人員になります。)

【入学料免除】・【授業料免除(半額)】

		学 部	修士・博士前期課程 専門職学位課程	博士・博士後期課程
世帯人員	1人	1,670,000円	1,820,000円	2,540,000円
	2人	2,660,000円	2,900,000円	4,040,000円
	3人	3,060,000円	3,340,000円	4,670,000円
	4人	3,340,000円	3,640,000円	5,070,000円
	5人	3,600,000円	3,930,000円	5,480,000円
	6人	3,780,000円	4,120,000円	5,740,000円
	7人	3,950,000円	4,320,000円	6,020,000円
	(+1人)	(+170,000円)	(+200,000円)	(+280,000円)

【授業料免除(全額)】

		学 部	修士・博士前期課程 専門職学位課程	博士・博士後期課程
世帯人員	1人	880,000円	960,000円	1,320,000円
	2人	1,400,000円	1,520,000円	2,120,000円
	3人	1,620,000円	1,770,000円	2,450,000円
	4人	1,750,000円	1,920,000円	2,660,000円
	5人	1,890,000円	2,080,000円	2,880,000円
	6人	1,990,000円	2,170,000円	3,020,000円
	7人	2,070,000円	2,260,000円	3,150,000円
	(+1人)	(+80,000円)	(+90,000円)	(+130,000円)

(備考)世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに(+1人)円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算します。